

平成31年度第1回行政連絡員調整会議 次第

日時 平成31年4月23日(火)
午後7時～
会場 消防署3階 講堂

1 開 会

2 市長あいさつ

3 理事者及び出席部長の紹介

4 行政連絡員の紹介

5 議 題

- | | | |
|---------------------------|---------------|-------|
| (1) 平成31年度予算の概要について | 企画部 | [資料1] |
| (2) 平成31年度自治会関係予算等について | 総務部 | [資料2] |
| (3) 通学路防犯カメラの設置について | 総務部 | [資料3] |
| (4) タウンミーティングについて | 総務部・企画部 | [資料4] |
| (5) 「第6回大丸用水れんげまつり」について | 市民部 | [資料5] |
| (6) 「第45回稲城市環境美化市民運動」について | 市民部 | [資料6] |
| (7) 赤十字活動資金(社資)募集の依頼について | 福祉部 | [資料7] |
| (8) 高齢者の見守り支援について | 福祉部 | [資料8] |
| (9) 稲城市立病院の経営形態について | 稲城市立病院 事務部 | [資料9] |

6 閉 会

※次回の平成31年度第2回行政連絡員調整会議は
6月19日(水) 午後7時から 消防署3階 講堂で予定しております。

稲城市行政連絡員名簿

平成31年4月23日現在

| 地区名 | 氏名 | 委嘱任期 |
|------|-------|---------------------|
| 矢野口 | 城所 真人 | 平成30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 東長沼 | 川島 幹雄 | 平成30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 大丸 | 斉藤 正人 | 平成29年6月1日～令和元年5月31日 |
| 都営第一 | 岩崎 明男 | 平成30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 都営第二 | 出口 蓮子 | 平成31年4月1日～令和2年3月31日 |
| 百村 | 松浦 昇 | 平成31年4月1日～令和3年3月31日 |
| 坂浜 | 榎本 勝美 | 平成30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 平尾 | 白井 亨 | 平成30年4月1日～令和2年3月31日 |
| 平尾住宅 | 高橋 房光 | 平成30年6月1日～令和元年5月31日 |
| 平尾分譲 | 小野 三夫 | 平成31年4月1日～令和3年3月31日 |
| 押立 | 川崎 操 | 平成31年4月1日～令和3年3月31日 |
| 向陽台 | 須田 和紀 | 平成29年6月1日～令和元年5月31日 |
| 長峰 | 伊藤 圭一 | 平成30年6月1日～令和元年5月31日 |
| 若葉台 | 大谷 弘 | 平成30年6月1日～令和元年5月31日 |

理事者・部長級職員一覧

平成31年4月1日現在

| 役 職 | 氏 名 |
|------------|-------|
| 市長 | 高橋 勝浩 |
| 副市長 | 石田 光広 |
| 教育長 | 加藤 明 |
| 病院事業管理者 院長 | 松崎 章二 |
| 企画部長 | 芦沢 政美 |
| 総務部長 | 鈴木 秀治 |
| 総務部参事 | 内田 宏康 |
| 市民部長 | 松本 葉子 |
| 福祉部長 | 武藤 路弘 |
| 子ども福祉担当部長 | 石井 正幸 |
| 都市建設部長 | 久家 康 |
| 都市基盤整備担当部長 | 吉野 浩章 |
| 都市建設部参事 | 小林 卓美 |
| 会計管理者 | 秋和 広子 |
| 消防長 | 田中 誠一 |
| 教育部長 | 石田 昭男 |
| 教育指導担当部長 | 大川 優 |
| 市立病院事務長 | 岡野 克哉 |
| 議会事務局長 | 羽賀 直樹 |

事務局一覧

| 役職 | 氏名 |
|--------|--------|
| 総務契約課長 | 関口 明 |
| 総務係長 | 涌田 恵一郎 |
| 総務係主事 | 高橋 翔 |

稲城市行政連絡員設置要綱

昭和 55 年 3 月 31 日

市 長 決 裁

(設置)

第 1 条 この要綱は、稲城市（以下「市」という。）が地域の問題ととらえ、生活に密着したきめ細かい行政施策を展開するため、行政連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

(設置区域)

第 2 条 連絡員は、各大字の区域（市長が大字に準ずると認めた区域を含む）に置くものとする。

(委嘱)

第 3 条 連絡員は非常勤特別職とし、前条に規定する大字の区域住民から推薦された者をもって市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 連絡員の任期は、個別の委嘱において定める。

(所掌事務)

第 5 条 連絡員の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 魅力ある地域社会づくりのために必要な情報の伝達
- (2) 地域問題に関する調査報告
- (3) 市政に協力できる事項、及び地域で実施する事業についての連絡調整
- (4) その他、地域問題について連絡員が必要と認める事項

(調整会議)

第 6 条 連絡員の所掌事務を円滑に進めるため、市長は調整会議を随時開催するものとする。

2 調整会議は、市部長職職員の出席のもとに第 5 条に規定する事項について協議する。

(事務局)

第 7 条 連絡員に関する事務を処理するために事務局を置き、総務部総務契約課が

これに当たる。

(委任)

第8条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則（昭和 55 年 3 月 31 日市長決裁）

この要綱は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年 3 月 31 日市長決裁）

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 25 年 3 月 31 日課長決裁）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。